

「療養費（あん摩・はりきゅう・マッサージ）の加入者属性に着目した総合分析」

静岡支部 企画総務グループ グループ長 名波 直治

企画総務グループ 千葉 一男、畠山 忍、木下 隆博、櫻井 貴太

概要

【目的】

あん摩・はりきゅう・マッサージ療養費（以下、「あはき療養費」という）の委任払いの開始により申請件数の増加が見込まれる。そこで、申請実態の把握を行うと共に、2018年6月に行われた制度改正における申請動向の検証を行う。

【方法】

静岡支部にて、あはき療養費の支給があった者（2018年2月～4月：1,402人、2018年6月～8月：1,285人）を対象とし、以下の項目について調査・分析を行った。

①あはき療養費全体における業態別の申請動向（業態別構成割合で調整）②業態別の申請傷病傾向（はりきゅう）③2018年6月の制度改正前後2期間の施術料/往療料割合の比較（あん摩・マッサージ）④施術継続理由・状態記入書の対象となる1年以上の長期申請者および月16回以上の頻回請求者の割合

【結果】

①はりきゅう、あん摩・マッサージ療養費全体の申請件数を業態別で比較すると、「社会保険・社会福祉・介護事業」の件数が最も多かった。②はりきゅうにおいては、神経痛、頸腕症候群、腰痛症が約8割を占め、業態別で大きな差異がみられた。③あん摩・マッサージにおいては、往療料及び施術料の割合を改正前後で比較したところ、施術料の割合が増加していた。④1年以上の長期申請者の割合は65%であったが、月16回以上の頻回受療者の割合は1%であった。

【考察】

申請傷病の傾向については、「社会保険・社会福祉・介護事業」は腰痛症が多いなど業態により大きく異なることから、業務内容が影響している可能性が示唆された。また、1日あたり療養費に占める施術料の割合は増加しており、国の意図した制度改正における施術料と往療料の申請バランスの見直しは一定の効果があつたものと考えられる。一方で、施術継続理由・状態記入書については、添付要件と1月あたりの施術回数の実態に差が見られるため、より厳格化し適正化を図る必要があると考えられる。

【目的】

あん摩・はりきゅう・マッサージ療養費（以下、「あはき療養費」という）の制度改正による受領委任払いの開始に伴い、柔道整復療養費同様、請求件数の増加が見込まれる。

また、「社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はりきゅう療養費検討専門委員会」（以下、「検討委員会」という）において、あはき療養費に占める往療料の割合が多いことから、施術料と往療料の申請バランスを見直すことが検討され、2018年6月に制度改正がなされた。これにより、療養費（はりきゅう）について、いずれか一方の場合は1,300円/回から1,540円/回、併用の場合は1,520円/回から1,580円/回に施術料が引き上げられた。療養費（あん摩・マッサージ）についても同様に、マッサージを行った場合は285円/局所から340円/局所、変形徒手矯正術を行った場合は575円/肢から780円/肢に施術料が引き上げられた。一方、あはき療養費における往療料については、往療距離が片道2kmまで1,800円とし、片道8kmを超えるまで2km増すごとに770円加算されていたものが、改正後は往療距離が片道4kmまでは2,300円とし、4kmを超えた場合には2,700円とされるように変更となった。

また、2017年には長期間及び頻回で施術を受けている患者の状態の変化を把握、分析し、施術回数取り扱いを検討するべく、施術継続理由・状態記入書が新しく設けられた。添付要件について、検討委員会において長期を1年以上、頻回を月16回以上の施術と整理したうえで、長期及び頻回施術を行う際に添付するよう定め、2017年度7月以降の施術分から適用されている。

そこで、本研究では受領委任払いの開始に伴い、これまで施術者側におかれてきた適正化の観点に加入者属性の視点を加え、受療者の傾向把握を行う。また、2018年6月に行われた往療料及び施術料の制度改正における適正化の検証を行う。

【方法】

（対象） 静岡支部にて、あはき療養費の支給があった者

2018年2月～4月：1,402人 2018年6月～8月：1,285人

あはき療養費全体における業態別申請動向を調査した。なお、業態別の申請動向を把握する際には、各業態の申請件数に業態別人数構成割合を乗じることによって、業態構成人数の大小による影響を調整した。

療養費（はりきゅう）において、申請書に記載のあった傷病名を基に、業態別の申請傷病傾向を調査した。

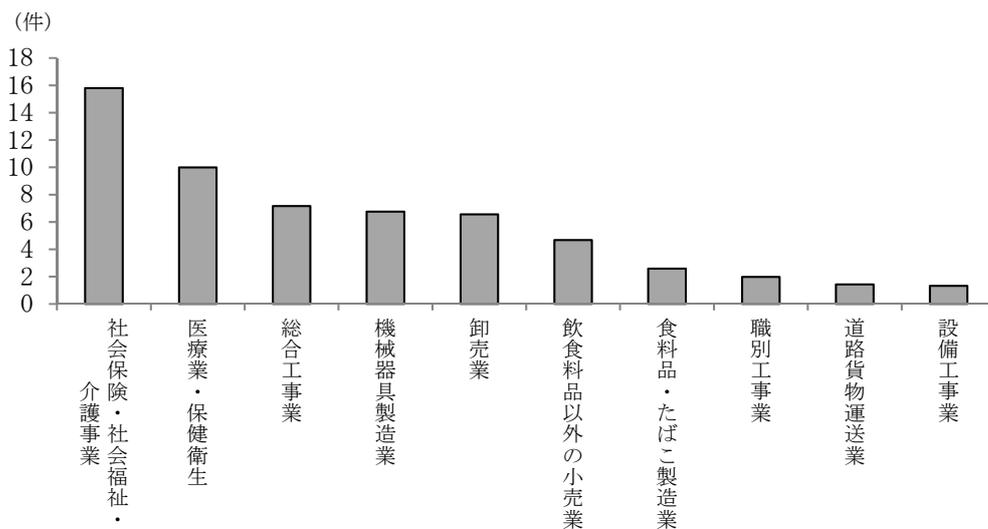
療養費（あん摩・マッサージ）において、2018年6月の制度改正前後2期間の施術料と往療料の割合を分析した。

施術継続理由・状態記入書について調査するため、あはき療養費の支給があった者における長期申請者、頻回請求者の割合を分析した。

【結果】

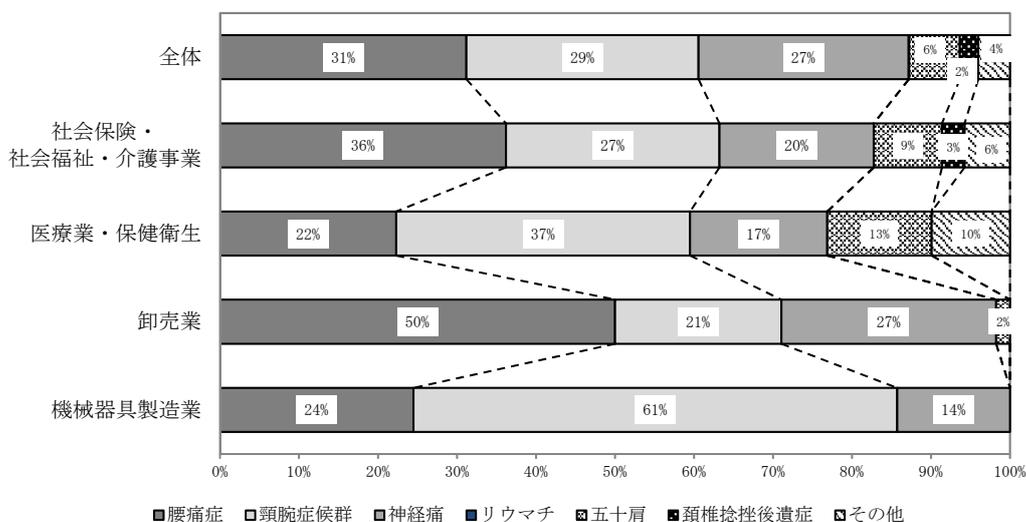
あはき療養費全体において、申請件数を業態別に比較すると「社会保険・社会福祉・介護事業」が最も多く、次いで「医療業・保健衛生」、「総合工事業」となった。(図1)

図1：業態42区分における申請件数上位10業態による件数比較



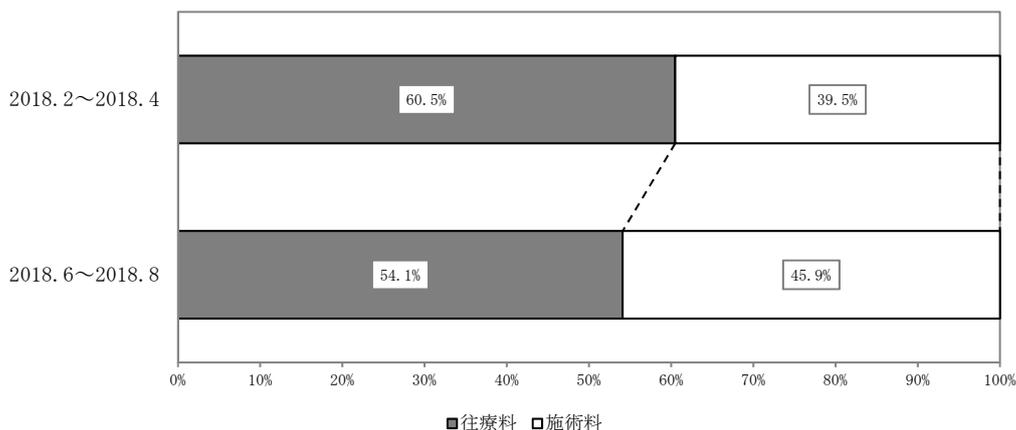
療養費（はりきゅう）の申請において、支給対象として明記されている6傷病のうち、「神経痛」、「頸腕症候群」、「腰痛症」の3傷病で申請傷病の8割を占めていた。また、業態別に申請傷病の傾向が大きく異なっていた。(図2)

図2：療養費（はりきゅう）における業態別傷病別割合比較



療養費（あん摩・マッサージ）の申請において、往療料の算定のあった申請件数は、あん摩・マッサージ全体の申請件数の 7 割を占めており、はりきゅうにおける申請と比較しても多い割合となった。あん摩・マッサージに係る療養費において、支給日数 1 日あたりの療養費における往療料及び施術料の割合を制度改正前後で比較すると、往療料の割合は減少しているのに対し、施術料の割合は増加していた。（図 3）

図 3：支給日数 1 日当たりの療養費における往療料割合の推移



施術継続理由・状態記入書について、対象とした 2 期間で申請書に添付されていた件数は、それぞれ 1 件のみであった。また、添付要件でもある 1 年以上の長期請求に該当する申請は、あはき療養費全体における申請の 65%、月 16 回以上の頻回施術に該当する申請は、あはき療養費全体における申請の 1%であった。（表 1）

表 1：長期請求及び頻回施術の件数と割合

	長期請求（1年以上）		頻回施術（月16回以上）	
	件数	割合	件数	割合
あんまはりきゅう (n=2,887)	1,734	65%	21	1%
はりきゅう (n=1,542)	923	60%	10	1%
あんま (n=1,145)	811	71%	11	1%

【考察】

あはき療養費全体における申請件数に関して、業態によって支給件数にばらつきがみられた。

療養費（はりきゅう）の申請傷病に関して、「神経痛」、「頸腕症候群」、「腰痛症」の3傷病で8割を占めていたが、業態によって申請傷病の傾向が大きく異なっており、業務内容が申請傷病に影響している可能性が示唆された。

療養費（あん摩・マッサージ）の往療料について、1日あたり療養費に占める施術料の割合は、39.5%から45.9%に増加しており、2018年度6月の制度改正において当初意図していた施術料と往療料の申請バランスの見直しは一定の効果があつたと考えられる。

あはき療養費の申請において、業態別の申請件数、申請傷病の傾向を把握することによって、今後効率的な健康経営の推進や腰痛症や頸腕症候群といった傷病に対する予防事業への活用が期待される。

一方で、施術継続理由・状態記入書については、添付要件の一つである月16回以上施術が行われていた申請が、あはき療養費全体の1%に留まっており、添付件数も少ないため、当初の目的である患者の状態把握や施術回数取り扱いに関する検討が難しくなっていることが本研究で明らかになった。そのため、添付に関する要件をより拡大し、実態を調査する必要があると考えられる。

【備考】

第6回 協会けんぽ調査研究フォーラムでポスター発表